

今治市結婚記念樹交付要綱

平成17年1月16日

要綱第177号

(目的)

第1条 この要綱は、「今治市緑のまちづくり基金」事業の趣旨に基づき、市民参加による緑豊かな住みよいまちづくりを目指し、各家庭における緑化を推進するため、市民の結婚に際し記念樹用苗木(以下「記念樹」という。)を無料で交付することを目的とする。

(交付対象者)

第2条 記念樹の交付対象者(以下「対象者」という。)は、結婚後市内に居住する夫婦であって、婚姻届を提出した者とする。

(種類及び数量)

第3条 交付する記念樹の種類は、市長が定めたものの中から対象者が選定する。

2 交付数量は、婚姻した夫婦1組に対し1本とする。

(交付の方法)

第4条 記念樹の交付を希望する対象者は、記念樹申込書を提出するものとし、市は審査の上、対象者に記念樹引換券を交付する。

2 市長は、記念樹の交付日時及び場所を定め対象者に記念樹贈呈通知書により通知し、引換券を提示した者に記念樹を交付する。

(交付の時期)

第5条 記念樹の交付時期は、毎年2回、緑の月間(4月)及び都市緑化月間(10月)とし、その都度日時を定めるものとする。

(交付の場所)

第6条 記念樹の交付場所は、市役所又は市長が指定した場所において交付する。ただし、市長が必要があると認めたときは、交付場所を変更することができる。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成17年1月16日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日の前日までに、合併前の今治市結婚記念樹交付要綱の規定によりなされた手続その他の行為は、この要綱の相当規定によりなされたものとみなす。